平成２３年（フ）第２７６号
東京都立川市上砂町５丁目５番地の５ヴィラ上砂105号
債務者　石川　康夫
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
石川県小松市中ノ峠町イ127番地１、従前の住所東京都国分寺市西元町２丁目15番２号西元ハイツ201
債務者　宮村　庄司
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３号
沖縄県沖縄市明道１丁目12番８号　銘苅アパートＡ２
債務者　砂川　キヨ
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４０号
沖縄県沖縄市美原１丁目11―８　豊和マンション美里308号室、住民票上の住所沖縄県沖縄市美原１丁目22番36号
債務者　渡嘉敷兼栄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４７号
沖縄県うるま市字宮里892番地１　中原アパート202
債務者　島井　綾乃（旧姓長嶺）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８６２号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地35棟503号
債務者　柳澤　喜枝
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８号
東京都八王子市横川町985番地４
債務者　遠藤　美麗
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８４８号
静岡県焼津市五ヶ堀之内287番地の26
債務者　永石こず恵
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
青森市合浦２丁目６番13号
債務者　四戸　正博
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
青森市大字浪館字近野13番地16
債務者　四戸　洋輔
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
青森市筒井３丁目４番28号
債務者　工藤　恭子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
青森市柳川１丁目３番23―301号
債務者　相坂　聡史
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
東京都府中市若松町５丁目７番地の３メゾン府中202
債務者　板倉　貞義
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
熊本県八代市井揚町2016番地　１―28
債務者　宮尾　秋夫
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１４０号
静岡市葵区大岩２丁目６番12号　ドムアンＳＳ301号
債務者　小坂　亜矢
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部